

国土利用計画（全国計画）の策定準備について

平成17年3月10日  
国土計画局

1. 全国計画の概要

(1) 現行の全国計画は、平成8年2月14日に土地政策審議会の答申を受け、同年2月23日に閣議決定されたものである。

(2) 現行の全国計画は、土地利用転換の圧力が弱まるものの、なお都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むなか、土地需要の量的調整を行うとともに、①安全で安心できる国土利用、②自然と共生する持続可能な国土利用、③美しくゆとりある国土利用といった観点を基本として、国土利用の質的向上を図ることが課題としている。

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、基準年次を平成4年、目標年次を平成17年、目標年次の想定人口をおよそ1億2,800万人として、目標値を定めている。（別紙参照）

また、このような目標を達成するために必要な措置として、国土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい国土の形成、土地利用転換の適正化、土地の有効利用の促進、国土に関する調査の推進、指標の活用等の事項について、基本となる考え方を示している。

2. 策定準備理由

次のような理由から、次期全国計画の策定を行うこととし準備作業を進めることとする。

(1) 現行の全国計画の利用区分ごとの規模の目標年次が平成17年であることに加え、目標と実勢との間に乖離が生じているものがあること。

- (2) ①国土利用のあり方を規定する人口動向が平成18年を境に増加から減少へと大きく転換すると予測されること、②これにより土地利用転換圧力の一層の低下が見込まれること、③温室効果ガス吸収などの地球環境問題への対応が必要なこと、④森林、農地等国土の管理水準の低下が懸念されること、⑤防災、環境・景観保全に対する国民の意識の高まりがみられていることなど今後の国土利用をめぐる状況に大きな変化が生じていること。

### 3. 今後の進め方

- (1) 国土利用計画（全国計画）と国土形成計画（全国計画）を一体のものとして策定することを規定した国土総合開発法等の改正法案が国会に提出されたところである。
- (2) このため、策定準備作業は、本法案の審議状況や、両計画を一体のものとして策定するという法案の考え方を十分に踏まえるとともに、現行の国土利用計画（全国計画）の目標年次が平成17年とされていることも勘案して進めることとする。
- (3) 計画案の作成に当たっては、土地政策分科会において十分な審議を得るとともに、国土審議会における調査審議と十分に連携を図るものとする。また、都道府県知事や国民の意見が十分反映されるよう必要な措置をとるものとする。